

徳島県告示第四百四十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定に基づき、公益社団法人徳島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同法第四十五条において準用する同法第三十九条第四項の規定により公示する。

令和六年九月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定をした業種及び職種並びに指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
〇一 農業	〇六四 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）	市町村の区域
〇九 食料品製造業	〇七二 製品製造・加工処理工（食料品等）	
一一 木材・木製品製造業（家具を除く）	〇七三 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	
四八 運輸に附帯するサービス業	〇九九 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	
七五 宿泊業	〇五五 飲食物調理の職業	
	〇五六 接客・給仕の職業	
	〇五七 居住施設・ビル等の管理の職業	
	〇八四 バス運転の職業	
	〇八五 乗用車運転の職業	
七六 飲食店	〇九六 清掃・洗浄作業員	県内全市町村
	〇八四 バス運転の職業	
八八 廃棄物処理業	〇九九 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	

備考 業種は令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件

二 ( ) に定める日本標準産業分類の中分類、職種は第五回改定厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。  
指定年月日  
令和六年九月一日